



5. 野生生物製品

絶滅危惧種の商業利用は、種の存続に直接影響を及ぼす。規制をしても、大きな利益を生む商品であるほど違法行為は絶えない。

例：象牙

2015年7月の国連総会では、野生生物の違法取引に関する決議が採択され、違法取引は種と生態系及び地域社会に対する脅威となり、貧困削減や持続可能な開発の取組みを損なうこと、組織犯罪集団、武装集団及びテロリストの関与が深刻な安全保障上の懸念をもたらしていることを指摘し、国際社会が協力して対処すべき課題と位置づけた。[8]

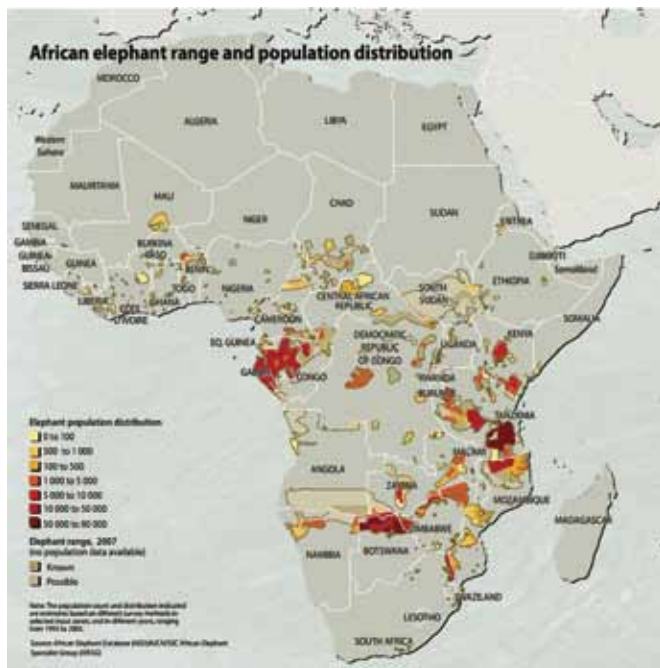
とくに象牙取引はアフリカの武装組織の資金源となるため、安全保障上の問題である。アフリカ諸国29か国による「アフリカゾウ連合」は、象牙取引の停止を訴えていた。

2016年ワシントン条約第17回締約国会議で国内象牙市場閉鎖の勧告が決議（Conf.10.10(Rev.CoP17)）され、2017年末で市場閉鎖をした中国をはじめ、各国で市場閉鎖に向けた法整備が進められた。しかし日本政府は「密猟または違法取引の一因となる、合法化された国内象牙市場または象牙の国内商業取引」に日本の象牙市場は該当しないとして、2017年6月の種の保存法改正でも、業者への規制強化をただけで国内市場閉鎖には至らなかった。

これに対し国際的な批判があり、イオン、楽天、メルカリなどは自主的に象牙取引の停止を表明した。また日本の空港では密輸が発覚せず他の国で押収されていることが、米国機関などの調査により明らかになっている。[9]

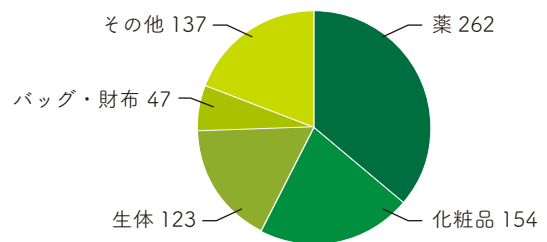


コンゴ共和国で密猟されたマルミミゾウ。
象牙はゾウの命と引き換えに得られる。2014.11
Photo : Marcel Ngangoue



アフリカゾウの生息域と個体数

UNEP, CITES, IUCN, TRAFFIC (2013) "Elephants in the Dust - The African Elephant Crisis" p19



税関で輸入を差し止められた
ワシントン条約対象物品(形態別)(件数)
2016年総件数 723件

出所：財務省 ワシントン条約該当物品輸入差止実績平成28年

[8] A/RES/69/314 Tackling illicit trafficking in wildlife

[9] Reducing Opportunities for Unlawful Transport of Endangered Species (ROUTES) (2017) "Flying Under the Radar Wildlife Trafficking in the Air Transport Sector" p89

Figure 43. Country Enforcement Index for countries with five or more trafficking instances 注：国別執行指数（密輸の成功例を分母、押収回数を分子）

参照

- ・遠井朗子 (2017) CITES の国内実施－決議 10.10 の解釈を中心として「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp111－121
- ・坂元雅行 (2017) 「日本の国内象牙市場を閉鎖すべき、これだけの理由－日本の政策・ガバナンスの失敗および組織腐敗の象牙取引業者による巧みな利用－」
- ・アフリカゾウ連合
<https://www.africanelephantcoalition.org/>

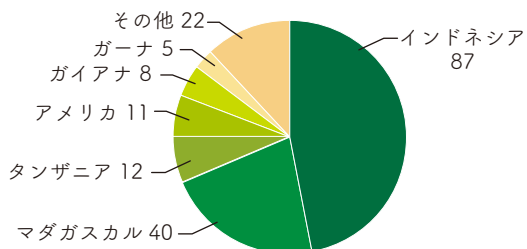


6. 外国産野生動物ペット

野生生物の生息国の法律では捕獲・採集や取引が禁止されているにもかかわらず、日本では法規制がないため取引が違法にならない種がある。

米国では、野生動植物を保護する目的のレイシー法(Lacey Act)により、原産国の法律に違反して生産された木製品など野生生物製品の所持と売買を禁止している。日本では、ワシントン条約附属書Ⅰに掲載されている種と二国間渡り鳥等保護条約に基づき通報があった種を「種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律)」により取引を禁止している。しかし規制前に取得した場合は取引が可能である。またワシントン条約附属書Ⅱに掲載されている種に対しては、輸出入時に許可の有無が審査されるが、国内取引の規制はない。

そのため野生生物の生息国で捕獲・採集や取引が禁止されているにもかかわらず、ワシントン条約の附属書にまだ掲載されていないければ、日本への持ち込みや売買は違法にならない。とくにペットはめずらしい種に高い値がつくので、これまで商業取引の対象になっていなかったために法規制されていなかった種が短期間に乱獲されて絶滅の危機に瀕することがある。



日本にワシントン条約 附属書Ⅱの
生きた動物を商業輸出した国(件数)

2016年総件数 185件

サンゴを含む、二枚貝を除く

出所: ワシントン条約データベース



ペットの展示即売会で陳列されている鳥

Photo : Mitsuko Hirose



Photo : Mitsuko Hirose



Photo : JWCS 2014年撮影

column
「ことば」

ワシントン条約

ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約)は、野生生物種を絶滅させないために国際取引を規制する条約である。木材や漁業対象種のように、もともとの生息数が多いが大規模な国際取引が絶滅の要因になっている種も対象になる。

国際取引の規制は3種類に分かれており、それぞれの規制に対応する動植物種のリストを「附属書」という。

附属書Ⅰ 学術目的を除き、国際商業取引禁止

附属書Ⅱ 輸出国の許可が必要

附属書Ⅲ 自国の野生動植物種の輸出を規制するもので当該国の輸出許可が必要

何ができる？ - 取り組み事例 -

日本の輸入と関係の深い世界各地での生物多様性の喪失に対し、日本国内での持続可能な消費・生産は、別の選択肢となりえないだろうか。さまざまな取り組みを紹介する。

1. フェアトレード

フェアトレードラベル

初期のフェアトレードは、途上国の貧しい人々が作った手工芸品などを国際協力NGOが買って、生活を少しでも楽にしていこうという「チャリティ」的活動だったが、1960年代から彼らの中長期的な自立を支える「オルタナティブな貿易」の仕組みへと発展していった。独自の流通販売ルートでは買い手が「意識の高い」ごく少数の人々に限られ、市場が狭い分ごく限られた生産者しか支援できないという課題から、1980年代末にフェアトレード・ラベルが創設された。

フェアトレード・ラベルは商品に対してつけられる。客観的な基準を設け、その基準をクリアした製品を認証しラベルで表示することで一般企業も参入しやすくなり、一般消費者にも分かりやすくなることをねらっている。

〈フェアトレード・ラベルの基準〉

経済基準	社会基準	環境基準
▶ 最低価格の保証 ▶ プレミアム[割増金]の支払い ▶ 長期的・安定的な取引 ▶ 前払い	▶ 安全な労働環境 ▶ 民主的な組合運営 ▶ 労働者の人権 ▶ 社会開発事業の実施 ▶ 児童労働・強制労働の禁止	▶ 農薬・薬品の適正な使用 ▶ 土壌・水源の持続的な管理 ▶ 環境に優しい農業 ▶ 有機栽培の奨励 ▶ GMOの使用禁止

一方、途上国、先進国双方のフェアトレード団体で組織される世界フェアトレード機構(WFTO)は、すでに定めていたフェアトレード10原則をもとに、製品単位ではなく団体そのものが生産者に対してフェアであるための基準と認証の仕組みを作った。基準を満たしたことを表すWFTOラベルは2013年から使われ始めている。

〈WFTOの10原則〉

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 不利な立場におかれた生産者への機会の創出 | 6. 非差別、男女平等、結社の自由の堅持 |
| 2. 透明性とアカウンタビリティ | 7. 良好な労働条件の保証 |
| 3. フェアな取引 | 8. 生産者の能力強化 |
| 4. 公正な価格の支払い | 9. フェアトレードの推進(世界貿易の公正化) |
| 5. 児童労働と強制労働の禁止 | 10. 環境保護 |

フェアトレードタウン運動

フェアトレードタウン運動は2000年に英国で始まり、地域住民、行政、企業・商店、さまざまな社会組織(NPO、学校、教会など)が「まちぐるみ」で積極的にフェアトレード製品を購入、使用し、フェアトレードを地域に根づかせようとする運動である。

日本では2011年に熊本市が、一般社団法人日本フェアトレード・フォーラムによって日本初のフェアトレードタウンに認定された。2015年には名古屋市、2016年には逗子市が、2017年には浜松市が認定され、札幌市や岐阜県垂井町が後に続こうとしている。日本のフェアトレードタウン運動は独自に基準を追加し「地場の生産者や店舗、産業の活性化を含め、地域の経済や社会の活力が増し、絆が強まるよう、地産地消やまちづくり、環境活動、障がい者支援等のコミュニティ活動と連携」して、日本国内の地域の社会経済も公正で持続可能なものへと変革することを意図している。

国内フェアトレード

途上国では、先進国の市場を「あて」にするだけでなく、国内でもフェアトレード市場を開拓し広げようという動きが各地に見られる。また先進国内でも、弱い立場に置かれた生産者や労働者が作った製品の購入を呼びかける国内フェアトレードの輪が広がっている（東日本大震災後の「応援消費」もその一例）。このように、国際、国内を問わず「トレード（そもそも貿易だけでなく商取引全般を指す言葉）」を公正なものにし、生産と消費を持続可能なものとする動きは、着実に広がりつつある。

・渡辺龍也（2017）フェアトレードと持続可能な生産・消費「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp3-8 より抜粋・要約

2. 生活クラブ生協・東京の取り組み

都市農業を守り・育てる 市民参加型の農業参入

生活クラブ東京では、あきる野市内の休耕農地（農業振興地域、市街化調整区域）を借用して「生活クラブ農園・あきる野」を2016年8月に開園した。直営農場での「農作物の生産と販売」と農業体験農園における「組合員による農業体験・交流」が事業の柱である。都市農業を推進し、国内自給力向上をめざしている。市民の農業参画、化学合成農薬にできるだけ頼らない栽培や伝統野菜づくりへのチャレンジ、農業や生きもの、環境の視点を盛りこんだ生活クラブならではの農園運営が行われている。

提携生産者の畑で組合員が「生きもの環境調査」

生活クラブ東京では、2002年から提携産地のJA上伊那（旧伊南農協）管内の長野県飯島町で生きもの環境調査を始め、2004年からは自分たちの住むまちで生きもの環境調査を行なっている。生きもの環境調査は、子どもから大人まで誰でも参加できる、楽しい活動で、農地・緑地などに生息・生育する生きものを継続的に調べながら、環境に配慮した農業や地域づくりにつなげていくために、①自然と親しむ、②「ものさし」をつくる・見直す、③評価する、④改善する、の4つの項目を1サイクルとしている。

生きもの環境調査では、都内の生きもの環境調査で見つけた生物をベースに、植物100種、昆虫60種、鳥類20種、その他動物20種の計200種を指標種に設定して調査している。多様な生きものも育む農地の価値を共感し、田畑に農産物と一緒に育っている小さな生きものたちへのまなざしも大切にしていこうという取り組みである。

・富沢廉（2017）市民参加で都市農業を守り育てる～生活クラブ生協・東京の取り組み～ 「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp27-36 より抜粋・要約

〈「生きもの環境調査」の指標種の例〉



ニホンイタチ
Photo: svj/PIXTA



ハクセキレイ
Photo: motoki/PIXTA



ハルジオンとキアゲハ
Photo: omotodake2/PIXTA



ヒサカキ
Photo: Kiyoshi Ogawa



オモダカ
Photo: Kiyoshi Ogawa

3. 木材調達ガイドライン

化石資源に替わって循環社会の主役となるべき木材利用には、森林の違法伐採・森林破壊などのリスクが内在している。このため、第三者にチェックされたサプライチェーンのみで環境情報を提供する森林認証制度、業界団体によって認定された事業者のサプライチェーンで情報を提唱する日本のガイドラインによる合法木材制度などが開発されている。

ウッドマイルズフォーラム [10] は「需要拡大の核となる木造建築の設計者や工務店の現場で」木材利用の環境情報をなどを知ってもらうことを意図して、木材調達チェックブックを作成した。木材調達チェックブックは、次表で示す5つの指標(モノサシ)を提案している。

〈 5つのモノサシ(概要) 〉

1 産地:森林の持続可能性	2 流通:流通経路の透明性・信頼性
▶ 森林の適正な管理計画が明確に示され実施されている。 ▶ 国内の森林関連法、国際条約と国際的取り決めに遵守 ▶ 林業と地域社会の適正な関係性が保たれている。 ▶ 生態系、水資源、土壌が適切に保全されている。	▶ 産地から消費地までの間に木材が通過した、一連の流通経路情報が確認できる。 ▶ 偽りのない、信頼性の高い情報として確認できる。
3 省エネルギー:木材生産の環境負荷削減	4 基本的な品質:木材の強度・乾燥
▶ 森林の製造エネルギー(特に「輸送過程」と「乾燥過程」)の削減に寄与している。	▶ 木材製品の品質で特に重要な、強度、含水率が確認できる。
5 長寿命:木材の長期利用	
▶ 古材やリユース材など長期利用された木材である。 ▶ 木材の長期利用のための措置や工夫が施されている。	



植林地(静岡県浜松市)

[10] 一般社団法人 ウッドマイルズフォーラム
<http://woodmiles.net/011-chikyu.htm>

・藤原敬(2017) 持続可能な循環社会の主役としての木材へ～消費者・需要者と森林の管理者の連携のために「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp37-45 より抜粋・要約

4. ビジネスセクターの取り組み

サステナブルな企業への転換ととらえる

生物多様性の取り組みを単なる環境基準の順守や社会貢献以上のものとして、本業の中で生物多様性保全に取り組む企業が増えてきている。また国際機関や国、NGOなども、こうした企業の変革の動きを後押しする制度やツールを整えつつあり、SDGsのような持続可能な社会に向けた世界共通目標や、環境やソーシャルに対する取り組みを明示し企業評価に利用するESG投資[11]など、さまざまな動きが進んでいる。

企業が生物多様性の保全および持続可能な利用に取り組む際、まず行わなければならないことは、「自社と生物多様性がどのように関係しているか」を理解することであり、「企業のための生態系サービス評価」[12]や「生物多様性民間参画ガイドライン第2版」[13]などが、実施の手助けとなる。このガイドラインでは、企業が生物多様性に取り組む際、①自社が依存している生態系サービス、②自社の事業活動が生態系に及ぼす影響、③特定された生態系サービスの変化が自社のビジネスとどう関係するか(リスクとチャンス)、という3つ視点の重要性が示されている。

生物多様性主流化の阻害要因とその対策

その一方、生物多様性の取り組みが始まらない、あるいは取り組みの継続がうまくいかないという声もあり、企業として生物多様性保全に取り組みにくい理由が調査されている[14]。そこで明らかになった阻害要因を以下のように整理し、それぞれの対応方針を示した。

・「生物多様性保全活動の指標および評価方法が困難」

定量的な指標にこだわることなく、定性的な指標や活動の進捗状況を指標として活動を進める。活動による生物多様性の保全効果については、専門家からのサポートを定期的に得ながら取り組みを進める形が望ましい。

・「利益に直結しない」、「本業との関連性の低さ」

生物と自社事業との関係を考えるだけでは、関係性は見えにくい。長中期的経営の視点にたち、自然資本、法的・レピュテーション等のリスク、保全技術等のビジネスチャンスなど複数の側面から、事業と生物多様性との関係を考えることが求められる。

・「自社(一般従業員等)の生物多様性に関する知識・経験、理解・認識が薄い」

バリューチェーンの各段階で、事業と生物多様性との関係性は異なるため、段階ごとにどのような生物多様性への取り組みができるかを考え、実施することが求められる。例えば開発では再生可能資源の利用を前提とした設計、営業では環境配慮製品の販売促進、調達では原材料生産に関わる最上流からサプライヤーを通して生物多様性に配慮するなどである。

column 「ことば」 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかけた。この目標が17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」である。

(国際連合広報センターウェブサイト)

【参考】

SDGコンパス：SDGsの企業行動指針－SDGsを企業はどう活用するか

https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



[11] 企業の環境への取り組み (Environment)、社会的課題への取り組み (Social)、企業がパナンスへの対応 (Governance) を考慮した投資。対応が不十分な企業は持続可能性の面から投資リスクがあると判断される。

[12] 世界経済人会議 (WBCSD)・世界資源研究所 (WRI)・メリディアンインスティテュート (2008)「企業のための生態系サービス評価 (The Corporate Ecosystem Services Review: Guidelines for Identifying Business Risks and Opportunities Arising from Ecosystem Change)」

[13] 環境省 (2017) 生物多様性への事業者の取り組みの促進を目的として 2008 年に第 1 版が作成され、2017 年に第 2 版に改定された。

[14] 日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会、生物多様性民間参画パートナーシップが 2017 年 2 月に公表した「生物多様性に関するアンケート－自然の恵みと事業活動の関係調査－＜2016 年度調査結果＞」

・北澤哲弥 (2017) ビジネスを変える「サステナブルな企業への転換－生物多様性保全への取り組み方」「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp66-70 より抜粋・要約

5. 里山の維持と生産

環境省『日本の里地里山の調査・分析について(中間報告)』によると里地里山は日本の国土全体の4割程度(二次林約800万ha、農地等約700万ha)の面積を占めるという。

里山は、生物多様性保全が可能な持続可能な生産の場として、国際的にも認知されてきた自然のひとつだ。2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、「SATOYAMAイニシアティブ」の推進が採択された。

今ではホームセンターなどで、プラスチックでできた製品を購入しているモノを、海外との流通が今日のように多くはなかった時代は、里山から作り出していた。里山の自然物の多くが利用されており、同時に当時の人はそれを活かす技術や能力を持っていた。今も里山には多くの資源があるが、それを取り出す、使う技術がなければ素材の山でしかない。[15]

かつて薪や炭として利用されてきた里山の木は、燃料材としての需要は1987年に統計史上最低となったが、今再び活用されるようになり、2015年の燃料材の需要は1968年に迫る勢いで増加している。

今日的な利用として、岩手県の「久保川イーハトーブ」は樹木葬を核とした里山の自然再生事業を行っている。また三重県の「NPO法人赤目の里山を育てる会」は、ストーブ用ペレットづくり、レストラン、宿泊施設、介護事業、福祉施設の作業場として農産物加工、青少年の里山体験などに取り組み、25年にわたり里山の自立を模索してきた。三重大学伊賀研究拠点では、バイオマスタウン構想の一環として耕作放棄地に菜の花を植え、ナタネを搾油し、廃油を回収してバイオディーゼル燃料を生産するなどの取り組みを行っている。

里山を維持していくための「里山ブランド」商品は、商品開発とともに消費行動の変化を期待して、国内フェアトレードの意義や、里山の保全の意義などを伝えていくことが必要であろう。



伊賀市の里山 Photo:JWCS

[15] 日本自然保護協会(2010)『日本の生物多様性-「身近な自然」とともに生きる 市民が五感でとらえた地域の「生物多様性」と「生態系サービス」 モニタリングレポート 2010』

・志村智子(2017) 里山の維持と生産「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp9-14 より抜粋・要約

6. ジビエの利用

有害獣駆除促進のための鳥獣被害防止特別措置法が2007年に議員立法として成立した。

獣害対策には1)動物を捕獲して数を減らす、2) 柵を作って動物を入れない、3) 生息地を動物が高密度に住めない環境に変える、あるいは4) 人間側の被害への対処能力を向上させる、という方向がある。

同法は2012年に改正されて捕獲鳥獣の食品(ジビエ)としての利用促進が盛り込まれ、さらに2016年の改正では、法律の目的に「捕獲した鳥獣の食品としての利用等」が明記された。同法に基づく補助金制度を利用して各地にイノシシ肉やシカ肉の処理場が設置されつつある。しかし、その施設を軸として地域全体で捕獲、食用肉化・販売までの実施体制を組んでいる事業はまだわずかである。

ジビエ利用の持続可能性は捕獲、運搬、流通および消費の各段階で必要である。シカやイノシシは里山に数多く生息し、駆除されてジビエ利用に供給可能な頭数も持続可能なレベルである。捕獲については、地域の過疎化とハンターの高齢化が人材確保を困難にしている。大型獣の狩猟には複数のハンターが必要であるが、現状では地域におけるハンターの多くがすでに有害獣駆除に動員されている。報奨金が1頭当たり2万円程度では、現在以上の捕獲努力は難しい。

ジビエ利用に特有の課題として、肉質に影響しない部位に着弾させるなどの射撃技術や、血抜きなどの現場処理技術も必要である。捕獲獣を加工所まで短時間で運ぶこともジビエ利用に不可欠であるが、それが可能な捕獲場所は限られている。加工段階においては、処理施設あたりの処理頭数や食肉加工の技術者の確保など維持管理と効率性の問題がある。流通段階においては、安定した品質の肉を需要に応じて供給できる体制が必要である。しかしジビエの肉質が季節、餌、個体によって肉質が大きく異なるという問題、衛生管理に関する行政の指導が厳しいなどの問題がある。消費に関しては、ジビエが家畜肉より高いという価格の問題と、消費者が食べ慣れていないという問題がある。すなわち、新たな食糧資源の開発という視点からは、ジビエ利用は持続可能性を有している。しかし、有害獣駆除に資するための手段として見た場合には、解決すべき課題は多い。

・安藤元一(2017) ジビエの持続可能な利用に関する課題「生物多様性保全と持続可能な消費・生産」JWCS pp46-53 より抜粋・要約

何ができる？ - 地域で行動する -

「はじめに」で述べたゴリラの保護活動のように、生物多様性保全には地域の協力が重要である。そして地域での取り組みの数々は、地球の生物多様性に影響する。そこで生物多様性保全となる地域での取り組みは、どのように組み立てればよいかをご紹介します。

1. 生物に対する人間の影響から考える

人間はその歴史の中で、生物世界を人間というただ1種の存在のために適したものにしようと努力を傾けてきた。したがって人間が生物世界とかかわる時には、かかわる相手(生物)の立場に立って、つまり他者意識をもとにして自分たちの行為を考えねばならない。それは人間が特別に強大な自然改変力を持っているからである。

そのため生物に対する人間のはたらきかけの指標として「野生世界」と「人間世界」という二つの概念を用いて、対策を考える必要がある。

野生世界 人為の影響の有無に関係なく自立的にまたは自律的に存続できる生物世界
現在の野生世界は人為が軽微であるため成立している。



写真左から)ペンギン: Shutterstock.com, マングローブ(カリブ海): Damsea/Shutterstock.com, オリックス: Alexey Stiop/Shutterstock.com, プナ: JWCS,

人間世界ー里山を含む農村 農作のための働き掛けと放置が繰り返され、その環境に適した生物にとっては代替環境になる。



左から)春 Photo:Testuya Kitazawa, 夏 Photo: JWCS, 秋 tatsurona/Shutterstock.com, 冬 穴塚大池(ため池) Photo: JWCS

人間世界 人間が管理・養育している生物
家畜、作物、動物園動物、園芸植物など。



「野生世界」の縮小とその速度は著しい。「野生世界」の保護とは人間が関わらないことであるが、どうしても関わらねばならない場合には野生生物の自立的自律的存在を損なわないことが鉄則である。